

「制服」と「私服」の併用について

令和4年度から、登下校の服装を、以下の期間において、「制服」に加え「私服」も可能としました。

[制服・私服併用期間]

- ① 1学期期末考査最終日翌日 ~ 秋分の日
 - ② 2学期期末考査最終日翌日 ~ 卒業式前日
- ※ 始業式・終業式等の式典及び試験期間は制服とします。

◆ 趣旨 ◆

① 校訓である「知・考・行」の具現化

先行き不透明で予測困難な時代を、心豊かに生き抜いていく力の獲得が強く求められている中、「決められていることをただ守っていればよい」では、全く立ち行かなくなります。校訓である『知』：自らを知る、社会を知る、『考』：熟考する、探求する、『行』：自己実現に向け実行する、行動に移す」の精神を具現化していきます。

② 人間を人間たらしめている、“自由な選択”の中での成長

総合学科である本校においては、教科・科目をはじめ、様々な“選択”を行いながら、日々、“総合的人間力”を身につけています。登下校の服装においても、制服を大切にしながら、自身の状態（心身の状況、気候・天候、スケジュール等々）により、服装を選択できる期間を設け、内面の成長へ迫っていきます。

③ 社会の大きな流れ

ア 成年年齢引き下げ

2022年4月1日から、成年年齢を、現行の20歳から18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行されます（成年の定義見直しは140年ぶり）。これにより、親の同意がなくとも、携帯電話契約、部屋を借りる、クレジットカードをつくる、ローンを組むなどが可能となるとともに、親権に服さなくなるため、自分が住む場所、進学・就職など進路も自分の意思で可能となります。また、公認会計士、司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格取得も可能となります。

イ 選挙権年齢引き下げ

2015年6月19日に公布され、2016年6月19日に施行、6月22日から適用されているのが、「公職選挙法等の一部を改正する法律」であり、選挙権は、それまでの20歳から18歳に引き下げられました。



★ 高校生に、様々な角度から、“人格の完成”へ向けてアプローチしていくことが求められる中、「校則 → 監視 → 罰則」ではなく、校訓である「知 → 考 → 行」を名実ともに推し進め、“総合的人間力”獲得を図っていきます。